指定給水装置工事事業者の指定等の新規申請に係る書類

１　指定の新規申請

(1)①指定給水装置工事事業者指定申請書

（法第25条の2第2項、施行規則第18条第1項）

(2)　添付書類

　　②　欠格条項に該当しない者であることを誓約する誓約書

（施行規則第18条第2項第1号）

　　③　法人の場合は、定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書

　　　　個人の場合は、住民票の写し

（施行規則第18条第2項第2号）

　　④　機械器具写真【カラー】

（法第25条の2第2項第3号の確認のため）

　　⑤　給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

（法第25条の4第1項、第2項及び施行規則第21条、第22条の確認のため）

　　⑥　給水装置工事主任技術者名簿及び免状の写し

（法第25条の4第1項、第2項及び施行規則第21条、第22条の確認のため）

　　⑦　水道工事資格者(給水装置工事配管技能者,配管技士)名簿及び資格証の写し

　　　　　※公道部（分水栓～メータ）の施工を行わない場合は不要です。

　　⑧　事業所平面図、付近見取図及び全景写真【カラー】

　　⑨　指定給水装置工事事業者の新規指定申請時確認事項

　　⑩　給水装置工事主任技術者の研修受講実績（過去５年以内）

　　⑪　主に給水装置工事に従事し適切に作業を行うことができる技能を

　　　　有する者の状況（過去1年以内）

(3)　 指定手数料

　　　 ２０,０００円

指定給水装置工事事業者の指定等の新規申請に係る書類

申請書類　チェックシート

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 申請書類及び添付書類 | 根　拠　法　令 | チェック欄 |
| １ | 指定給水装置工事事業者指定申請書 | 水道法第２５条の２第２項及び同法施行規則第１８条第１項 |  |
| ２ | 欠格条項に該当しない者であることを誓約する誓約書 | 水道法施行規則第１８条第２項第１号 |  |
| ３ | 定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書（法人）  住民票の写し（個人） | 水道法施行規則第１８条第２項第２号 |  |
| ４ | 機械器具調書及び写真【カラー】 | 水道法第２５条の２第２項第３号の確認 |  |
| ５ | 給水装置工事主任技術者選任・解任届及び名簿（免状の写し必要） | 水道法第２５条の４第１項、第２項及び同法施行規則第２１条、第２２条の確認 |  |
| ６ | 水道工事資格者（給水装置工事配管技能者,配管技士）名簿及び資格証の写し | 水道法施行規則第３６条第２項 |  |
| ７ | 事業所平面図、付近見取図及び事業所全景写真【カラー】 |  |  |
| ８ | 指定給水装置工事事業者の新規指定申請時確認事項 |  |  |
| ９ | 給水装置工事主任技術者の研修受講実績（過去5年以内） |  |  |
| 10 | 主に給水装置工事に従事し適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（過去1年以内） |  |  |
| 11 | 指定手数料（２０，０００円） | 射水市水道事業給水条例第３３第１項第２号 |  |